

学校施設の開放について

1. 校庭・体育館の開放について

平成 25 年上半期に 3 校区で構成する次の“運営委員会等”を設置し、利用団体の調整等を行う。

- (1) 校庭の夜間開放に係る運営委員会（学校，PTA，体育指導委員等）
- (2) 土日祝日の昼間校庭開放に係る運営委員会（学校，PTA，体育指導委員等）
- (3) 土日祝日の昼間体育館開放に係る運営委員会（公民館，学校，利用団体等）
- (4) 夜間体育館利用に係る調整する委員会（公民館，利用団体等）

2. プールの開放について

プールについては，安全確保にかかる監視員の人件費や光熱水費を勘案し，使用料を決定し開放のする必要があり，開放方法については次の案がある。

(1) 開放時間

・平日 17 時～21 時 ・土日祝日 10 時～21 時

* 未開放日は，毎週月曜日及び年末年始とし，長期休業期間も同様とする。

(2) 開放対象者

特に制限を設けない。

(3) 使用料

- ・必要な年間経費 監視業務等 900 万円， 光熱水費 1,300 万円
- ・中央市民プールの入場者（年間 6 万人）を参考に使用料を算出した場合

① 中央市民プールと同様な利用（年間 6 万人，1 日 200 人）の場合

$$2,200 \text{ 万円} \div 6 \text{ 万人} = \boxed{366 \text{ 円}}$$

② 中央市民プールの半数の利用（年間 3 万人，1 日 100 人）の場合

$$2,200 \text{ 万円} \div 3 \text{ 万人} = \boxed{730 \text{ 円}}$$

② 中央市民プールの 1/4 の利用（年間 1.5 万人，1 日 50 人）の場合

$$2,200 \text{ 万円} \div 1.5 \text{ 万人} = \boxed{1,466 \text{ 円}}$$

* 参考 市民プールの使用料（2 時間）

5 月～10 月 一般 320 円，高校生 160 円，小・中学生 110 円

11 月～4 月 一般 390 円，高校生 210 円，小・中学生 160 円

(4) 試行期間

平成 26 年 5 月から試行とし開放することとし，5 月～11 月の使用状況を勘案し，平成 27 年度以降のプール開放を検討する。

校庭の開放について

校庭の開放について														
	月		火		水		木		金		土		日	
	小学校 運動場	中学校 運動場												
8時15分	勤務開始 (8時15分)													
9時00分														
10時00分														
11時00分														
12時00分	授業時間													
13時00分														
14時00分														
15時00分														
16時00分	勤務終了 (16時45分)													
17時00分	中学校 部活動													
18時00分	校庭 夜間 開放 事業													
19時00分														
20時00分														
21時00分														
22時00分														

昼間校庭開放事業

昼間校庭開放事業

今後の検討課題
 ①調整会議の開催等 (年間スケジュールを調整)
 ②昼間・夜間校庭開放事業への対応 (運営委員会の設置)

(施設開放できるコマ数)

こどもが利用できるコマ数	7面
大人が利用できるコマ数	14面
当面利用できるコマ数	7面

(現在の施設開放状況)

大名小	少年野球(2), 少年サッカー(2), グランドゴルフ(2), 社会人ソフト(1)	14面
箕子小	少年ソフトボール(4), 少年サッカー(2), グランドゴルフ(1)	
舞鶴中	—	

体育館の開放について

体育館の開放について																											
	月			火			水			木			金			土			日								
	小学校 体育館	中学校 体育館	武道場	小学校 体育館	中学校 体育館	武道場	小学校 体育館	中学校 体育館	武道場	小学校 体育館	中学校 体育館	武道場	小学校 体育館	中学校 体育館	武道場	小学校 体育館	中学校 体育館	武道場	小学校 体育館	中学校 体育館	武道場						
8時15分	勤務開始(8時15分)																										
9時00分																雨天時の校庭開放											
10時00分																											
11時00分																											
12時00分	授業時間																										
13時00分																雨天時の校庭開放			中学校部活動			体育館開放事業			中学校部活動		
14時00分																体育館開放事業											
15時00分																											
16時00分	勤務終了(16時45分)																										
17時00分	中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動											
18時00分	中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動			中学校部活動											
19時00分	小学校部活動		武道場		小学校部活動		小学校部活動		武道場		小学校部活動		小学校部活動		武道場		小学校部活動		小学校部活動		武道場						
20時00分	小学校部活動		武道場		小学校部活動		小学校部活動		武道場		小学校部活動		小学校部活動		武道場		小学校部活動		小学校部活動		武道場						
21時00分																											
22時00分																											

今後の検討課題
 ①調整会議の開催等（年間スケジュールを調整）
 ②体育館開放事業への対応（運営委員会の設置）

(施設開放できるコマ数)

こどもが利用できるコマ数	10面
大人が利用できるコマ数	28面
武道場のコマ数	7面

(現在の施設開放状況)

大名小	バレー(3)、バトミントン(1)、踊り(1)、武道(1)、ミニバスケ(1)、空手(1)、インディアカ(1)	18面
簗子小	バレー(2)、インディアカ(1)、ジュニアバレー(1)、少年剣道(1)、卓球(1)、空手(1)	
舞鶴中	社会人バスケ(2)	

【参考資料】 各局等が全市的に実施する学校体育施設の市民への開放事業等の種類

区 分	目的外利用				
	開放事業(反復・継続利用) (注1)				行政、地域、公民館 その他の利用 (随時の個別利用) (注2)
	校庭夜間開放	学校体育館開放	学校プール開放	昼間校庭開放	
	(小・中学校66校)	(小学校133校) ※他に2施設	(小・中・特支174校)	(小学校140校) ※他に1施設	
所管課	市民局 スポーツ振興課			こども未来局 こども育成課	教育委員会 施設整備課
目的	スポーツ活動を通して市民の健康・体力の増進と余暇の有効な活用を図る		小・中・特別支援学校のプールを夏季休業期間中、当該校の児童・生徒に開放し、健康・体力の増進と余暇の有効活用などを図る	子どもに対する安全な場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図る	営利目的、宗教・政治活動などは使用不可
対象(使用者)	福岡市に登録したスポーツ団体 原則 一般成人		開放実施校の児童・生徒	児童・生徒・幼児(幼児は保護者同伴に限る)	特に制限は無い
事業等の実施方法	各学校に運営委員会を設置して実施。所管課が事業実施に係る運営業務を団体に委託		所管課が事業実施に係る運営業務を団体に委託	運営委員会を設置して所管課が直接実施	各学校(開放事業以外の無料使用分)及び所管課(開放事業分及び無料使用分除く)が許可
開放期間	原則 4月～11月 180日/年間	年間を通して 土曜・日曜・祝日 100日/年間	夏季休業期間中 小・特別支援学校 20日 中学校 15日	土曜・日曜・祝日 及び夏休み等の 長期休業日	特に制限は無い
開放時間	原則 18時～21時 ※部活等により開始時刻が遅れる場合あり	土曜 14時～18時 日曜・祝日 9時～18時	原則 10時～15時	原則 土・日・祝日 10時～17時(土曜で校庭が開放できない場合は体育館を開放 10時～13時(13校)) 長期休業中(土・日・祝日含む) 13時～17時	8時～22時 学校教育に支障のない範囲 開放事業等と調整
使用料	2,500円/回	減免(無料)	減免(無料)	減免(無料)	有料 ただし市・公民館主催事業などは減免(無料)
運 営	運営委員会	運営委員会		運営委員会	
利用時の管理方法	運営委員会が推薦する開放指導員を配置	利用団体による自主管理	学校長等からの推薦に基づき福岡市が委嘱した監視員を配置	運営委員会が推薦する開放指導員を配置	利用団体による自主管理

(注1) 事業所管局があらかじめ教育委員会から事業実施に伴う行政財産の目的外使用許可を受け、開放事業として、設定した時間帯における地域サークル等の反復・継続活動を許可しているもの

(注2) 教育委員会が行政財産の目的外使用許可手続きを行っているもの(旧学校用地の校庭等で、暫定的に運動広場等として市民の利用に供しているもの含む)

(注3) 上記の表で示した事業以外に、開放事業ではないが、学校体育施設を使用している、こども未来局所管の放課後等の遊び場づくり事業及び留守家庭子ども会による使用がある

